



令和5年11月7日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市特別職報酬等審議会
会長 上 村 都



特別職職員の報酬等の額について（答申）

令和5年10月30日及び令和5年11月6日に諮問のあった市長、副市長、議員、教育長、企業管理者及び常勤の監査委員の報酬等の額については、慎重に審議した結果、次のとおり決定したので答申します。

1. 報酬等の額

次のとおり改定することが適当である。

ただし、常勤の監査委員の俸給月額及び期末手当については、据え置きとすることが適当である。

(1) 俸給・報酬月額

市 長	1, 174, 000円
副 市 長	948, 000円
議 長	786, 000円
副 議 長	707, 000円
議 員	659, 000円
教 育 長	822, 000円
水道事業管理者	802, 000円
病院事業管理者	802, 000円

(2) 期末手当の支給月数

市長、副市長、議長、副議長、議員、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者において、3.00月とする。

2. 改定の実施時期

報酬・俸給月額については、特別職のこれまでの改定の経緯を踏まえ、令和6年4月1日とすることが適当である。

期末手当については、一般職の給与改定と同様、令和5年12月1日とすることが適当である。

(説明)

新潟市特別職報酬等審議会条例第2条第2項及び第3項の規定により諮問のあった現行の市長、副市長、議長、副議長、議員、教育長、水道事業管理者、病院事業管理者及び常勤の監査委員の報酬等の額の適否について、新潟市給与条例に規定する俸給表の改定内容、他の政令指定都市などの特別職の報酬等の状況、新潟市の特別職報酬等の改定経緯、国家公務員の給与の状況、消費者物価指数、並びに新潟市の財政状況等の資料を参考に慎重に審議を行った。

委員からは、社会・経済状況を鑑みると、物価高に賃金の引上げ状況が追い付いておらず、民間企業においてもコスト削減という努力を重ねたうえで賃金の引上げを成し遂げていることを考えると、市政においてもそのような努力を重ねている姿をみせていただきたいとの意見があった。

一方で、特別職の報酬等の額が長年引上げられておらず、他の政令指定都市との比較においても低水準であり、格差が開きつつあることから、このような状況が続けば、担い手の確保が困難となることが懸念され、長期的にみて本市にとって重要な視点であるとの意見があり、最終的には、報酬・俸給月額及び期末手当の引上げが然るべきとの結論に至った。

また、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者についても、市長等と同様に引上げを行うことで意見が一致した。ただし、常勤の監査委員については、他の政令指定都市との比較において顕著な格差があるとは言えず、平均を上回る状況もみられることから、据え置くことが望ましいとの結論に至った。

答申額のうち、市長、副市長、議長、副議長、議員、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者の報酬・俸給月額については、人事委員会勧告における一般俸給表の平均改定率を参考に0.6%の引上げとし、千円未満の端数を調整のうえ決定した。期末手当については、人事委員会勧告における一般職の期末手当及び勤勉手当の引上げ月数を参考に、年間0.1月分の引上げとした。

改定の実施時期については、報酬・俸給月額については、特別職のこれまでの改定の経緯を踏まえ、令和6年4月1日とし、期末手当については、一般職と同様に令和5年12月1日とした。

なお、委員からは、常勤の監査委員の俸給月額及び期末手当については、他の政令指定都市や新潟県の状況を踏まえ、将来的な特別職の報酬等のあり方全体の中で議論していくべきとの意見があった。